

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
281030001	28年10月30日	28年11月7日	28年12月28日	農地所有権の譲渡の自由化	<p>【問題点】現行制度では、所有者が農地を譲渡したいにも関わらず、複雑な譲渡条件が所有者に課せられており、実質的に自由な農地売買ができない。 現状、農地は宅地と異なり所有権を譲渡する場合、様々な条件を所有者に課されており実質譲渡は不可能。このため、実際に農業を営んでいない所有者は、農地を貸すことしかできない。しかも、制度上、農地の賃借料は借り手の耕作者に有利な値段設定となってしまう。 具体的に、私は筑後市にある農地を遺産相続で引き継ぐ予定だが、全国転勤の会社員で一度も農業をしたことがない。現有値は、耕作者(農地作人)に安い値段で貸しており、できれば農地を売却したい。しかし、筑後市役所・農協に確認した結果、耕作者に有利な現行制度では実質的に農地の売却が不可能と判明。筑後市の地元の農事組合法人へ買い取ってくれと依頼したが、「原則、土地の買い取りはしない。買い取り資金もない」との回答。農地に関する制度はすべて耕作者ファースト・負担は農地所有者が負担を負う制度設計となっているのが問題。 本案は、農地を管理し取り扱いの決定権限を持つ、農事組合や農協がもつと自由な農地流通制度(農業したい人に機会を与え、農業をしたくない人には農業を辞める機会を提供する意味)を実現すべく関与するべきではないだろうか。現行制度はあまりに農地所有者への負担が大きく、不利益を被っている。</p> <p>【改善案】譲渡したい農地がある場合は、無条件で地元の農事組合若しくは農協が買い取る。購入した農地は、大規模化・農道整備など付加価値を高めた後に、農地購入希望者や耕作希望者への譲渡を行う。購入資金は、民間銀行が資金を投資したくなるような制度を設け後押しする。</p> <p>【ご利益】農地の大規模集約化、売買による農地不動産市場の活性化、計画的な農地開発。</p>	個人	農林水産省	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	<p>1 現行制度においても、農事組合法人及び農業協同組合は農業委員会の許可を得て農地の所有権を取得することが可能です。 2 しかしながら、農事組合法人及び農業協同組合は民間組織であり、個々の組合がどのような条件で農地を購入するかはあくまで組合の判断によるもので、農地の譲渡を希望する者からの無条件での買取を義務づけることはできません。 3 なお、農地の譲渡については、農地の所在する市町村の農業委員会があつて行っておりまして、御相談ください。</p>		
281101029	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	農地所有適格法人に対する出資規制の緩和	<p>【具体的内容】 農業分野への新規参入の促進、および参入法人の健全で安定的な経営・事業環境の整備等の観点から、農地所有適格法人の出資規制を緩和すべき。</p> <p>【提案理由】 2016年4月に施行された改正農地法により、農地所有適格法人(旧農業生産法人)に対する出資規制や構成員要件の緩和が行われたものの、企業による出資が過半数を超えることができないため、過半数を超える議決権を取得することができない、総出資額がパートナーの出資額に制約される等の課題が生じている。</p> <p>規制を緩和することで、担い手たる企業の参入促進、農業経営の大規模化による生産性向上につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	農地法第2条第3項、第3条	対応不可	<p>1 企業の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式での参入は完全に自由化され、現に、改正前の約5倍のペースで参入が進んでいます。 2 また、農地を所有できる法人の要件についても、本年4月に施行された改正農地法において、6次産業化等の経営発展の障害を取り除く観点から、農業者以外の議決権比率が4分の1以下から2分の1未満にまで拡大されているところです。 3 さらに、一般企業による農地所有については、本年9月に施行された改正国家戦略特別区域法において、企業に農地の所有を認める試験的な事業を兵庫県養父市において行うこととしたところです。 4 農地を所有できる法人の更なる要件緩和については、法人が農業から撤退したり、産廃工場になるのではないかと農業者・農村現場の懸念があることから、まずは、これらの見直しの現場での実施状況を見てみたいと考えています。</p>		
281101030	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	砂糖・でん粉の価格調整制度の見直し	<p>【具体的内容】 国内生産者保護のために設けられている砂糖・でん粉の価格調整制度について、将来的な廃止も念頭に見直すべき。</p> <p>【提案理由】 砂糖・でん粉については、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、安価な輸入品から調整金を徴収し、これを主たる財源として、国産品の生産者および製造業者に対し、国産品の生産・製造コストと販売額との差額相当の交付金を交付している。しかし、調整金は、企業のコスト競争力の低下および消費者の負担増につながっている。</p>	(一社)日本経済団体連合会	農林水産省	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第5条、第19条、第21条、第27条、第29条、第33条、第35条	対応不可	<p>砂糖・でん粉は、国民生活上なくてはならない基礎的物資であり、我が国食料安全保障上も極めて重要な品目であることから、安定的に生産できる体制を維持することが必要です。また、原料となるさとうきび、てん菜、かんしょ及びばいれいしょは、関連産業とともに沖縄県、鹿児島県及び北海道の地域経済や地域の雇用を維持するため極めて重要な作物です。一方で、これらの作物には国内生産者の経営努力では埋めることのできない内外の競争条件の格差が存在するため、国内産砂糖・でん粉の安定供給、自給率の向上、及び地域経済・雇用の維持のためには、本制度の安定的な運営が必要であると考えています。</p> <p>他方、調整金は輸入者ひいてはユーザーに御負担いただくものであることから、生産性の向上等により交付金の縮減を図り、調整金負担を軽減していくことは重要と認識しており、引き続き調整金負担の軽減を図りつつ国内の甘味資源作物を振興していきたいと考えているので御理解願いたい。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
281101031	28年11月1日	28年11月16日	28年11月30日	加工食品の原料原産地表示拡大の見直し	<p>【具体的内容】 全加工食品への原料原産地表示の対象拡大の見直しにあたっては、強調表示や、包材ではなく自社HPへの掲載等、企業の自主的な表示拡大の取り組みを促すこととす。</p> <p>【提案理由】 食品表示基準(内閣府令)では、加工食品のうち、22食品群・4品目について原料原産地表示を義務付けているが、政府は「日本再興戦略2016」(2016年6月)において「原料原産地表示について全加工食品への導入に向け、実行可能な方策について検討を進める」旨を掲げ、目下、検討している。</p> <p>使用原料の調達先は、調達元の生産量等に応じて変更するケースがあることから、包材への適時・正確な表示に多大なコスト負担が生じる。当該規制が国内企業にのみ課せられ、輸入食品については免除される場合、TPPにより輸入加工食品の関税が大幅に引き下げられ、海外企業との競争の激化が予想される中で、国内企業の国際競争力の低下につながり、その経営を圧迫する恐れがある。</p>	(一社)日本経済団体連合会	消費者庁 農林水産省	食品表示法	対応	<p>検討会は、学識経験者、消費者、生産者及び事業者の方々を委員とし、本年1月から11月までの全10回にわたり、原料原産地表示の拡大に向けての議論が行われました。</p> <p>消費者の商品選択に資する情報開示と企業の実行可能性について、ご提案のような考えを含め十分な検討がなされた結果、平成28年11月29日、これまでの議論を踏まえた中間取りまとめが公表されたところです。</p> <p>具体的には、 ・ 全ての加工食品について、重量割合上位1位の原料の原産地を義務表示の対象とすること ・ 義務表示の方法として、国別重量順表示を原則としつつ、産地切替えにより容器包装の変更が必要となるなど、国別重量順表示が難しい場合は、義務表示の例外として、消費者の誤認を防止するための方法を明確にした上で、実行可能な方法を整備することとされました。</p> <p>また、検討会で行った消費者調査において、産地情報を入力する手段については、「食品に表示されている表示を確認」が約93%と最も多く、次いで、「ホームページを見る」が約18%となっていることから、消費者は産地情報の入手に当たって、容器包装の表示を参考としている場合が圧倒的に多いという結果が得られました。</p> <p>さらに、特に高齢者などの中にはインターネット/テレビが十分でない方もいることから、義務表示は容器包装への表示により行うことが適当とされました。</p> <p>これを受けて、インターネットなどによる事業者の自主的かつ積極的な情報提供を促していく必要があると考えています。</p> <p>今後、検討会の取りまとめを踏まえ、食品表示基準の改正案を作成し、消費者委員会への諮問やパブリックコメント等を行います。</p> <p>なお、検討会での検討結果と同様の内容が「農林水産省・地域の活力創造プラン」(平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部改訂)においても記載されています。</p>	
281101089	28年11月1日	29年6月12日	29年7月20日	食肉加工品の輸出手続きの一元化・明示	<p>【提案の具体的内容】 ①食肉加工品の輸出に関わる窓口を一元化する。 ②動物検疫上、提出すべき書類を限定・厳選し、手続きの電子化を進めるとともに、可能な範囲で共通書式化する。共通化できない部分は、主要輸出国・輸出品目ごとに政府のホームページ等で公表する。</p> <p>【提案理由】 食肉加工品を輸出するには、厚生労働省には自由販売証明書、農林水産省には動物検疫に関わる書類を提出しなければならない。また、動物検疫に関わる書類は具体的に明示されていないため、書類の作成が困難であるのみならず、一度提出しても別の書類を求められるなど、余計な手間と事務コストが生じている。</p> <p>窓口が一元化され、必要な書類の明確化等がなされれば、企業負担を軽減するとともに、輸出の迅速化に寄与する。加えて輸出手続きがわかりやすくなることで、食肉加工品の輸出事業への新規参入の促進も期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省 農林水産省	家畜伝染病予防法第45条第1項、家畜伝染病予防法施行規則第53条	現行制度下で対応可能	<p>輸出相手国が輸入検疫の際に提出を求める書類及び輸入検疫時の手続については、引き続き、輸出検疫協議の際に書式の共通化や電子化の働きかけを行ってまいります。</p> <p>受入条件を明らかにしている国及び品目については、引き続き、動物検疫所や厚生労働省のHPにおいて掲載してまいります。</p> <p>受入条件を明らかにした場合には、速やかにHPに掲載してまいります。</p> <p>また、今後、「農林水産物・食品の輸出支援ポータル」(輸出に関する証明書検索)サイトの情報量の充実を図り、利便性向上に努めていきたいと考えています。</p> <p>また、現在設置しているJETROと農林水産省の輸出相談窓口についても、相談対応の強化を図っていきたくと考えています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討してある事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281101071	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	農転5条申請時の転用目的の件 市場変化による許可基準の緩和	【提案内容】 市街化区域内の非線引き区域ならびに市街化調整区域内の農地転用(5条申請)では、転用目的を「建売住宅」としなければ許可が得られません。そのため、事業手法が建売分譲に限られることになっていきます。 住宅請負受注を目的として宅地造成を行う業者(ハウスメーカーなど)が農地転用(5条申請)を行う場合、転用目的を「建築条件付土地分譲」とすることも可としていただきたい。 【提案理由】 転用目的を「建売住宅」としていても、実態としてその確認がなされないため、申請業者が適法に建売として販売しているか不明瞭です。結果として、農地法上も宅建業法上も適法適切か否か消費者(購入者)側からすると不明確な状況が生じています。 農地法上の観点もありますが、「建築条件付土地分譲」目的も可能とすることが実態に即するため、消費者の利益にかなうと考えます。	(公社)関西経済連合会	農林水産省	宅地造成のみを目的とする農地転用については、一部の例外を除き、農地転用は許可されないこととされています。	農地法施行規則第47条第5号、第57条第5号	現行制度下で対応可能	1 宅地造成のみを目的とする農地転用であっても、 ① 都市計画法による用途地域が定められている区域内で住宅地等を造成する場合や、 ② 市街化調整区域の地区計画区域内で都市計画法に基づく開発許可を受けて住宅地を造成する場合など、事業の目的、事業の実施地域等からみて、事業後に建築物等の立地が確実と認められる場合には、例外的に許可できることとしています。 2 これら以外の宅地造成のみを目的とする農地転用については、 ① 最終的な土地利用の形態ではなく、造成後に土地が遊休化する可能性があること ② 農地転用を行う事業者自らがその後の土地利用を行うものでなく、投機目的や資産保有目的での土地取得につながるおそれがあることから、農地法上、原則としてこれを認めないこととしています。また、現在、空き地や空き家が社会問題となっていることを踏まえても適切ではないと考えており、御理解願います。	△
281102024	28年11月2日	28年11月16日	29年1月31日	環境法令全般における、各定期報告の一元的な申請体制の構築	現状は各省庁、又は各自治体と別々に報告書を提出しているが、事業所単位(事業者を主として)の申請サイトを構築することで、報告申請の簡素化と一元化を検討いただきたい。国、地方自治体側はそのサイトより、必要なデータを吸い取って活用、管理することが可能となる。 環境法令(廃掃法、食品リサイクル法、省エネ法、地球温暖化対策法、改正フロン法など)に関わる定期報告書の提出先において、「廃掃法」「地球温暖化対策法」は各地方自治体へ、また、「省エネ法」「食品リサイクル法」「改正フロン法」は各省庁(国)への提出となっている。規制の種類は異なるものの、環境の観点から、関連した内容となる。国(省庁)と地方自治体の報告形態に差異もあり、重複した手間と誤解を招くケースもある。	(一社)日本フロンチャイム協会	農林水産省 経済産業省 環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第9条、同法施行令第7条 地球温暖化対策の推進に関する法律第26条 温室効果ガス算定排出量等の報告に関する命令第22条の2 地方自治体における地球温暖化防止条例等 フロン類の使用の合理化及び管理の適化に関する法律(平成13年法律第64号)第19条第1項 フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令(平成26年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第2号)第9条 エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)第5条、第7条、第14条、第15条	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条、同法施行令第7条 地球温暖化対策の推進に関する法律第26条 温室効果ガス算定排出量等の報告に関する命令第22条の2 地方自治体における地球温暖化防止条例等 フロン類の使用の合理化及び管理の適化に関する法律(平成13年法律第64号)第19条第1項 フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令(平成26年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第2号)第9条 エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法)第5条、第7条、第14条、第15条	対応不可	環境関連の各法律及び条例の趣旨・目的は異なり、それらに基づく各報告書の提出先についても、各法律及び条例の目的を達成するために適切な提出先の設定や情報管理等がなされているため、ご提案の実現は困難です。他方、関連した取組として、例えば、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、フロン排出抑制法に基づく報告については、共通の電子報告システムを活用しており、共通のID・パスワードを使用できるようにする等、可能なものは合理化しております。	○

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281104003	28年 11月4日	28年 12月6日	29年 2月15日	洋上風力発電事業を目的とする一般海域の長期占用に関するガイドライン整備	<p>【具体的内容】 洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占用を求めた際、地方自治体が許可を与えるにあたり参考となるガイドラインを整備すべきである。</p> <p>【提案理由】 洋上風力発電施設の設置海域としては、港湾等のほか、一般海域がある。一般海域は、国有財産法が適用される公共用財産であり、財物管理が地方自治体に委ねられている状況にある。そのため各地方自治体では、任意に条例を制定して一般海域の占用許可を行っているが、占用許可が得られる期間は、概ね1～5年間程度が原則とされている。 例えば浮体式洋上風力発電事業を実施する場合、FIT期間20年+建設2年+撤去0.5年と、長期にわたる海域の占用が必要となる。短期間の占用許可しか得られない現状では、事業の予見可能性が確保できないため、資金調達に支障を来している。 そこで、洋上風力発電事業を目的として事業者が一般海域の長期間(20年間超)にわたる占用を求めた際、各市町村等が許可を与えるにあたって確認すべき事項等を国が取りまとめ、ガイドラインとして周知し、これに合致する場合には積極的に占用を許可するよう自治体に配慮を求めらるべきである。併せて、一般海域の占用許可手続きが未整備の自治体に対しては、制度整備を呼びかけるべきである。 ガイドラインが整備されれば、「海洋基本計画」(2013年4月26日閣議決定)に盛り込まれた海洋再生可能エネルギーの利用促進、およびそのための海域利用ルールの明確化、地域ごとの状況に応じた海域利用の調整にも資すると考えられる。 本要望が実現し自治体の対応が進めば、洋上風力発電の導入が拡大し、わが国の低炭素電源比率が向上する。また、浮体式洋上風力発電に限っても、50兆円規模の経済効果(浮体式洋上風力発電施設1基50億円×100基×100カ所=50兆円)をもたせんと見込まれる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	洋上風力発電施設を設置する目的で事業者が一般海域の長期間にわたる占用を行う場合における法令などのルールはございません。	-	その他	<p>経済産業省は、平成28年度中に、ルールが明確化されておらず事例も少ない一般海域における洋上風力発電設備の設置に係る利用調整について、「地方自治体による取組事例や環境省及び当省の実証事業における事例のとりまとめを行い、ガイドを作成して発電事業者に周知する」とこととしております(第4回再生可能エネルギー等関係府省庁連絡会議資料1より)。</p> <p>また、更なる洋上風力発電設備の設置に係る調整の円滑化に向けて、内閣官房総合海洋政策本部事務局は、関係府省庁と連携し、平成28年度から一般海域の利用調整の実態や利用条件について調査を行い、ルール化の必要性を検討することとしております。</p>	△
281129046	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	農地転用許可制度の緩和について	<p>【具体的内容】 ・農地について、①転用許可期間の緩和、②リース会社の農地賃借(転賃)を認めること。</p> <p>【提案理由】 ①農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行う「ソーラーシェアリング」の取り組みにおいて、農地の一時転用許可を行う必要がある。一方、農地の転用許可の条件の一つとして「転用期間が3年更新」とされており、転用許可の未更新リスクが懸念される。農地を有効活用するために、例えば、転用期間をリース期間や固定価格買取期間(20年)と同一とする等の措置が望まれる。 ②設備(農業用設備)と土地(農地)を一体でリースすることにより、営農者にとって契約行為やリース料支払の負担軽減につながる。現状では、農地の賃借が一般法人にも認められたものの、賃借人自身が農業を営む必要があり、設備と土地を一体で営農者にリースすることができない。</p>	(公社)リース事業協会	農林水産省	<p>①転用許可期間の緩和 農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備等の発電設備を設置する場合には、当該支柱部分について、農地法に基づき一時転用許可を付けることが必要です。</p> <p>②農地の賃借 一般企業が農地を賃借する場合には、次の要件を満たす必要があります。 ア 農地の全てを自らが効率的に利用すること イ 一定の面積を経営すること(都府県50a以上、北海道2ha以上) ウ 周辺の農地利用に支障がないこと エ 賃借契約に解除条件が付されていること オ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと カ 役員又は重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること</p>	①について 農地法施行令第4条、第11条 ②について 農地法第3条第2項	①について 対応不可 ②について 対応不可	<p>①転用許可期間の緩和 1 営農型発電設備の設置に係る一時転用許可は、下部の農地において営農が適切に継続されることを前提としたものであり、このことを確認するため、その期間を3年間としています。 2 この期間を延長することについては、下部の農地で営農が適切に継続されているかどうかを定期的に確認することが困難となるため、不相当であると考えます。 3 なお、一時転用許可期間内に、下部の農地での農作物の収量等からみて営農が適切に継続されていると判断されれば、再度の一時転用許可は可能です。 4 今後、再度の一時転用許可がなされなかった事業に関する情報を提供すること等により、営農型発電に係る一時転用許可について、より一層理解が進むよう取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>②農地の賃借 農地は、国内の農業生産の基盤として国民のための限られた資源であることから、その有効利用を確保するため、農地を効率的に利用する耕作者に限って権利取得を認めています。リース目的での農地の権利取得は、農地の効率的な利用が担保されないため、認められません。</p>	△

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への 検討 要請日	内閣府 での 回答取り まとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁	所管省庁の検討結果				規制改革 推進会議に おける再検 討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
281129102	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	商品先物取引法における 六年ごとの外 務員登録更 新の撤廃	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。(商品先物取引法第200条) <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃していただきたい <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> まず、銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大半であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップ等に比べ販売対象となる事業会社が限定的、かつ規制対象外または特定委託者に該当しない場合であっても、特定当事業者に該当することが多く、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという実情がある。 また、デリバティブ取引の勧誘等を行うにあたり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引業協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員にに対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。 この様な中で、商先法においては、金商法で規定されていない外務員の六年ごとの更新を求めており、店頭商品デリバティブ取引を主業としていない銀行において、一万人前後の外務員の更新には、店頭商品デリバティブ取引における収益対比、多大な労力とコストが生じている状況。 わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に對する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」に委ねることとし、その場合も法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。 	都銀懇話会	農林水産省 経済産業省	商品先物取引法(昭和25年法律第239号)第200条第1項において、商品先物取引業者は外務員について主務大臣が行う登録を受けなければならないとされ、同条第7項において、その登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うとされています。	商品先物取引法第200条第7項	検討を予定	外務員登録の更新制度については、外務員の資質の向上により委託者保護の一層の充実を図る観点から設けられています。外務員登録の更新制度については、法執行の実効性を確保する観点から、検討を行ってまいります。	
281129109	28年 11月29日	28年 12月19日	29年 1月31日	犯罪による収益の移転に 利用されるお それがない取 引の見直し	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪による収益の移転防止に関する法律において、金融商品取引法における店頭デリバティブ取引は、特定事業者を相手方とした特定通信手段を介して決済の指示が行われる場合、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引と定められている。(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第3項) 同じ特定事業者を相手方とした商品先物取引法における店頭商品デリバティブ取引は、収益の移転に利用されるおそれがない取引として定められておらず、取引時確認を行っている。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引に、特定事業者との間で特定通信手段を介して決済の指示が行われる店頭商品デリバティブ取引を追加していただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行が特定事業者又は外国特定事業者との間で行う店頭商品デリバティブ取引は、銀行が保有する商品価格変動リスクのヘッジを目的としたものが大半であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市場における主要参加者である。 またこれらの取引相手とは、本人を特定するための必要な措置が講じられた特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われていることが多く、犯罪による収益の移転に利用されるおそれは極めて低いと考えられる。 	都銀懇話会	警察庁 農林水産省 経済産業省	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号、以下「犯収法」という。)において、商品先物取引業者は、商品先物取引法(昭和25年法律第239号)における店頭商品デリバティブ取引等を行うことを内容とする契約を締結するに当たっては、顧客等について取引時確認を行うこととされており(犯収法第4条第1項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号、以下「犯収法施行令」という。)第7条第1項第1号)。	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第7条第1項 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項第9号	検討を予定	犯収法は、犯罪による収益の移転防止を図り、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保する観点から、特定取引を行う際に、特定事業者に対し、取引時確認等を求めています。御要望事項に関しては、こうした同法の趣旨を踏まえつつ、特定通信手段を利用した取引の実態等を十分に調査した上で検討し、結論を得て参ります。	
290208001	29年 2月8日	29年 2月23日	29年 3月15日	「静岡県農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」が制定されました。 農業委員20人、農地利用最適化推進委員37人を任命及び委嘱するに当たり、委員定数の3分の1以上を民間(企業経営者、団体役員等)及び自治体役職者を定める規定を設けることを提案します。	平成28年4月1日から施行された「静岡県農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」が制定されました。 農業委員20人、農地利用最適化推進委員37人を任命及び委嘱するに当たり、委員定数の3分の1以上を民間(企業経営者、団体役員等)及び自治体役職者を定める規定を設けることを提案します。	静岡経済同友会静岡協議会	農林水産省	農業委員又は農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の選任については、農業委員等に対して候補者の推薦を求めるとともに、農業委員又は推進委員になろうとする者の募集を行い、農業委員については市町村長が市町村議会の同意を得て任命を、推進委員については農業委員会が委嘱をすることとなっています。	農業委員会等に関する法律	現行制度下で対応可能	現行制度下でも、市町村長及び農業委員会の判断において、御提案のような任命及び委嘱を行うことは可能です。	